

学校事故・危機管理マニュアル

令和8年4月 船橋市立小室中学校

傷病者発生

発見者の役割

発見者

- ・発生した事態や状況の把握と記録
- ・安静にさせ傷病者の症状の確認(意識、呼吸、出血等)
- ・AEDの手配、119番通報(直接又は依頼)
- ・心肺蘇生法などの応急手当(現場で直ちに)
※現場から119番通報を行った場合は、
電話を介した通信指令員の指示に従い救命処置
- ・傷病者から離れない(目を離さない)
- ・協力要請や指示

状況に応じ、
発見者が直接通報

※必要と判断したら速やかに119番(110番通報)
又は、他者へ通報を依頼

状況に応じ、
近くの教職員等が通報

近くの教職員
又は
生徒等

協力要請

報告

校長
(教頭)

※校長等不在の場合は 当面した
教職員が対応

指示

報告

指示

報告

養護教諭

教職員

直ちに設置

事故等対策本部
(重大な事故等の場合)

状況報告

救急車や警察の
出動要請
(119番)(110番)

付添

搬送

医療機関

付添者は
逐次状況
報告

急行

保護者

学校医

教育委員会

急行

複数の教職員が急行、救急補助・連絡等

【119番通報】
小室中学校の
〇〇です。生徒
が〇〇の授業
中けがをしました。
至急救急車を
要請します。
住所は船橋市
小室町898で、
電話番号は
047-457-1865
です。

047-436-2876
【教育委員会へ
の第一報】
小室中学校の
〇〇です、学校
事故の第一報で
す。〇時〇分、生
徒が〇〇の授業
中〇〇でけがを
しました。
※教育委員会で
聞き取り